

# 金沢市早朝野球協会規約

# 金沢市早朝野球協会規約

## 第1章 名称および事務局

第1条 本協会を金沢市早朝野球協会と称する。

第2条 本協会の事務局を事務局長宅に置く。所在地は、金沢市南新保町イ23 TEL・FAX(239) 0894

## 第2章 目的および事業

第3条 本協会は金沢市における早朝野球団体の中枢推進母体となり、軟式野球を通じて市民の親睦を図るとともに質実剛健の気風を養い、もって心身を鍛錬することを目的とする。

第4条 本協会は前条の目的を達成するため下記の事業を行なう。

1. 早朝野球大会の主催および早朝野球連盟大会の後援
2. 軟式野球の普及発達および技術向上に関する研究
3. 石川県体育協会およびその他関係団体の連絡連携
4. 機関誌その他、必要刊行物の発行
5. その他本協会の目的達成に必要な事項

## 第3章 組織

第5条 本協会は、金沢市内の早朝野球連盟をもって組織する。

## 第4章 加入および脱退

第6条 本協会に新たに加入もしくは本協会から脱退を希望する連盟は理事会ならびに総会の承認を得なければならない。

## 第5章 登録

第7条 本協会への会員ならびにチームの登録は、別に定める『登録に関する規程』に準ずるものとする

## 第6章 役員

第8条 本協会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 相談役 若干名
4. 参事 若干名
5. 特別理事 若干名

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総轄し、総会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
3. 相談役は理事長の諮問に答え、参事は理事会の運営に助言する。
4. 特別理事は常任理事に助言する。

第10条 役員を選出と任期

1. 会長は総会で選出する。
2. 副会長は各連盟の会長とし、会長が委嘱する。
3. 相談役および参事は理事長もしくは副理事長の経験者とし、会長が委嘱する。
4. 特別理事は理事会の推薦を受け、会長が委嘱する。
5. 役員の仕事は2年とする。但し再任を妨げない。

第11条 本協会は名誉会長1名、顧問および参与を各若干名置くことができる。名誉会長、顧問および参与は総会の推薦により会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に答え、参与は協会の運営に協力する。

## 第7章 総会

第12条 定期総会は年1回、2・3月に開き前年度決算の承認、新年度予算案の審議決定、その他の事項を行う。臨時総会は会長が認めた場合、開くことができる。

第13条 総会は役員・理事の過半数の出席で成立し、議決は出席者数の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は議長がこれを決する。

## 第8章 理事

第14条 本協会に次の理事を置く。

1. 常任理事 理事長1名、副理事長と専務理事を各若干名
2. 連盟理事 各連盟より選出された3名

第15条 常任理事の任務は次のとおりとする。

1. 理事長は理事会を代表し、理事会を招集する。
2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在の場合はその職務を代行する。
3. 専務理事は理事長および副理事長を補佐し、各部会を総轄する。

第16条 常任理事の選出と任期

1. 理事長は理事長候補者選考委員会がこれを選出する。
2. 理事長は本協会に登録された会員の中から副理事長および専務理事を指名し理事会に諮る。理事会はこれを審議し承認する。
3. 常任理事の任期は2年とする。

第17条 連盟理事の任務

連盟理事は会計監事を担当する2名を除き、いずれかの部会もしくは委員会に所属し業務に精励する。

第18条 連盟理事の選出と任期

各連盟は総会直前の理事会までに当年の連盟理事を選出し事務局まで報告する。連盟理事の任期は1年とする。

## 第9章 理事会

第19条 定例理事会を毎月1回開く。臨時理事会は理事長が認めた場合、開くことができる。

第20条 理事会の任務は次のとおりとする。

1. 本協会の運営ならびに向上発展に関して協議する。
2. 総会に提出する議案を審議する。
3. 本協会の規程ならびに内規等に関して審議決定する。
4. その他

第21条 理事会は理事の過半数の出席で成立し、議決は出席者数の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は議長がこれを決する。

## 第10章 部会

第22条 本協会の業務を円滑に遂行するために次の部会を開き、任務は次のとおりとする。

1. 軟式部 協会主催大会の運営に関する業務など
2. 事業部 県外交歓大会に関する業務
3. 審判部 審判技術向上に関する業務および協会主催大会への審判派遣業務など
4. 総務部 役員選手名簿発行に関する業務および理事会開催の案内など
5. 広報部 機関誌の発行等、本協会の広報に関する業務など
6. 組織部 組織の確立および拡充に関する業務など
7. 会計部 会計事務および決算報告書ならびに予算案の作成など

第23条 各部長の選出は連盟理事から理事長が指名し、理事会に諮り承認を得なければならない。

## 第11章 委員会

第24条 本協会には若干名からなる理事長候補者選考委員会を置く。同委員会は理事長候補者の選考を行い理事会の推薦を得た後、総会へはかる。

第25条 理事長は本協会の事業遂行のため、必要に応じて委員会の設置を理事会に提案することができる。

## **第12章 会計および会計監査**

第26条 本協会の経費は、会費、事業収入、寄付金およびその他をもってこれにあてる。

第27条 会計年度は1月1日より12月31日までとする。

第28条 会計監事の選出は連盟理事から理事長が指名する。会計監事はその年度の会計を監査しその結果を理事会ならびに総会に報告する。

## **第13章 改正**

第29条 本協会の規約を改正するには理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。